

	川口市市民参加条例(案)	川口市の既存の要綱	八王子市市民参加条例	西東京市市民参加条例	大和市民参加推進条例	吉川市市民参画条例
パブリックコメント(実施)	(パブリック・コメント手続) 第9条 執行機関は次に掲げる政策等の策定をする場合は、パブリック・コメント手続を実施しなければならない。ただし、第6条第2項に掲げる事項を除く。 (1)総合計画等市の基本的な政策を定める計画、個別行政分野における施策の基本方針その他基本的な事項を定める計画の策定又は改定 (2)市の基本的な制度を定める条例及び市民等に義務を課し、又は権利を制限する条例(金銭徴収に関する条項を除く。)の制定又は改廃に係る案の策定 (3)その他執行機関が必要と認めるもの	【実施要綱】(対象) 第3条 パブリック・コメント手続の対象となる政策等の策定は、次に掲げるとおりとする。 (1)総合計画等市の基本的な政策を定める計画、個別行政分野における施策の基本方針その他基本的な事項を定める計画の策定又は改定 (2)次に掲げる条例の制定又は改廃に係る案の策定 ア 市の基本的な制度を定める条例 イ 市民等に義務を課し、又は権利を制限する条例(金銭徴収に関する条項を除く。) (3)その他執行機関が必要と認めるもの		(市民意見提出手続の実施) 第13条 実施機関は、市民の多様な意見、情報、知識等(以下「意見等」という。)を幅広く収集する必要がある場合は、次条から第16条までに定める手続(以下「市民意見提出手続」という。)を実施する。		(パブリック・コメントの実施) 第17条 市の機関は、事案に対する多様な意見を幅広く収集する必要がある場合には、パブリック・コメントを実施します。
(実施の公表)	第10条 執行機関は、パブリック・コメント手続を実施しようとするときは、あらかじめ次に掲げる事項の公表をしなければならない。 (1)政策等の案を作成した趣旨及び目的並びに背景 (2)政策等の案を立案する際に整理した市の考え方と論点 (3)市民が当該政策等の案を理解するために必要な関係資料	【実施要綱】(政策等の案の公表等) 第5条 実施機関は、政策等の策定をしようとするときは、当該政策の策定の意思決定前の適切な時期に、政策等の案を公表するものとする。 2 実施機関は、前項の規定により政策等の案を公表するときは、併せて次に掲げる資料を公表するものとする。 (1)政策等の案を作成した趣旨及び目的並びに背景 (2)政策等の案を立案する際に整理した市の考え方と論点 (3)市民が当該政策等の案を理解するために必要な関係資料 3 前2項の規定による公表は、市ホームページの掲載並びに所管課及び市政情報コーナーでの閲覧の方法により行うものとする。	(パブリックコメント手続) 第8条 実施機関は、パブリックコメント手続を実施しようとするときは、あらかじめ、対象とする事案その他別に定める事項を公表しなければならない。	(実施の公表) 第14条 実施機関は、市民意見提出手続を実施しようとするときは、あらかじめ規則で定める事項を公表しなければならない。	(意見公募手続の実施) 第15条 執行機関は、意見公募手続を実施しようとするときは、次に掲げる事項を公表しなければならない。 (1)対象事項の案及び当該案に関する資料 (2)対象事項の案を作成した趣旨、目的又は背景 (3)意見の提出先、提出方法及び提出期限 (4)その他執行機関が必要と認める事項	(実施に当たっての公表事項) 第18条 市の機関は、パブリック・コメント手続により意見を求めようとするときは、次の事項を公表するものとする。 (1)対象とする事項の案 (2)対象とする事項の案を作成した趣旨、目的など (3)市の機関が必要と認める資料 (4)意見の提出方法、提出期間と提出先 (5)検討結果の公表の予定時期
(提出期間)	第11条 執行機関は、前条における政策等の案を公表した日から起算して30日以上の期間を設けて、意見を募集しなければならない  ただし、当該期間を設けることができない特別な事情があるときは、この限りではない。	【実施要綱】(意見等の提出) 第7条 実施機関は、政策等の案等の公表の日から30日以上の期間を設けて、政策等の案についての意見等の提出を受けるものとする。	3 パブリックコメント手続における意見の提出期間は、30日以上とし、意見の提出を求める事案の内容に応じて適切に定めるものとする。  ただし、緊急の必要がある場合その他やむを得ない理由により30日の期間を確保できない場合は、この限りでない。 4 実施機関は、前項ただし書の規定により意見の提出期間として30日を確保できない場合は、その理由を公表しなければならない。	2 市民意見提出手続を実施した場合の意見等の提出期間は、1月以上とし、意見等の提出を求める事案の内容に応じて適切に定めるものとする。  ただし、緊急の必要がある場合その他やむを得ない理由により1月の期間を確保できない場合は、この限りでない。	2 意見の提出期間は、30日以上とする。  3 前項の規定にかかわらず、執行機関は、やむを得ない理由があるときは、30日を下回る提出期間を定めることができる。この場合においては、前条の規定による公表の際その理由を明らかにしなければならない。	2 パブリック・コメント手続における意見の提出期間は、1月以上とします。  ただし、緊急の必要がある場合その他やむを得ない理由により1月の期間を確保できない場合は、この限りではありません。
(意見の提出方法)	2 前項に規定する意見の提出方法は、次に掲げるとおりとする	2 前項に規定する意見の提出方法は、次に掲げるとおりとする		(意見等の提出方法等) 第15条 実施機関は、市民の意	(意見の提出方法等) 第16条 意見公募手続における	(意見の提出方法) 第19条 パブリック・コメント

<p>(住所・氏名の明示)</p>	<p>る。 (1)書面の持参 (2)郵送 (3)ファクシミリ (4)電子メール (5)前各号に掲げるもののほか、執行機関が必要と認める方法</p> <p>3 意見を提出しようとする市民等は、住所、氏名その他市民等であることを示す事項を明らかにするものとする。</p>	<p>る。 (1)書面の持参 (2)郵送 (3)ファクシミリ (4)電子メール (5)前各号に掲げるもののほか、執行機関が必要と認める方法</p> <p>3 意見等を提出しようとする市民等は、住所、氏名その他の市民等であることを示す事項を明らかにするものとする。</p>	<p>2 パブリックコメント手続により意見を提出する市民は、原則として住所及び氏名を明らかにしなければならない。</p>	<p>意見等を募集するときは、郵便、ファクシミリ、電子メール等の方法によるものとする。</p> <p>3 意見等を提出する市民は、原則として住所、氏名等を明らかにしなければならない。</p>	<p>意見の提出方法は、次のとおりとする。 (1) 郵便等 (2) ファクシミリ (3) 電子メール (4) 執行機関が指定する場所への書面の持参 (5) その他執行機関が必要と認める方法</p> <p>4 意見を提出しようとする者は、住所、氏名その他執行機関が必要と認める事項を明らかにしなければならない。</p>	<p>手続における意見の提出方法は、次に掲げる方法とします。 (1) 郵便又は民間事業者による信書の送達に関する法律(平成14年法律第99号)第2条第6号に規定する一般信書便事業者、同条第9項に規定する特定信書便事業者若しくは同法第3条第4号に規定する外国信書便事業者による同法第2条第2項に規定する信書便による送付 (2) ファクシミリによる送信 (3) 電子メールによる送信 (4) 市の機関が指定する場所への書面による提出 (5) 前各号に掲げるもののほか、市の機関が必要と認める方法</p> <p>3 パブリック・コメント手続により意見を提出しようとするものは、個人の場合は住所と氏名、団体の場合は主な事務所の所在地、名称と代表者名を明らかにしなければならない。</p>
<p>(意見の考慮)</p>	<p>第12条 執行機関は、市民から前項における意見が提出されたときは、当該市民の意見を行政運営に反映させるよう努めなければならない。</p>	<p>【実施要綱】(意思決定にあたっての意見等の考慮) 第8条 実施期間は、前条の規定により提出された意見等を考慮して、政策等の策定の意思決定を行うものとする。 2 実施機関は、政策等の策定の意思決定を行ったときは、次に掲げる事項を公表するものとする。ただし、川口市情報公開条例(平成12年条例第49号)第7条に規定する非公開情報に該当するものは除く。 (1) 提出された意見等の概要 (2) 提出された意見等(案を修正しなかった意見を含む。)に対する実施機関の考え方 (3) 政策等の案を修正した場合における当該修正内容 (4) 意思決定された政策等</p> <p>3 第5条第3項の規定は、前項の規定による公表の方法について準用する。</p>	<p>5 実施機関は、提出された意見の検討を終えたときは、速やかに次の事項を公開するものとする。 (1) 提出された意見の内容 (2) 提出された意見の検討結果及びその理由</p>	<p>(検討結果の公開) 第16条 実施機関は、提出された意見等の検討を終えたときは、速やかに次の事項を公開するものとする。 (1) 提出された意見等の内容 (2) 提出された意見等の検討結果及びその理由</p>	<p>(結果の公表) 第17条 執行機関は、意見公募手続により提出された意見に対する検討を終えたときは、非公開情報を除き、速やかに次に掲げる事項を公表しなければならない。 (1) 対象事項の題名 (2) 対象事項の案の公表の日 (3) 提出された意見又は提出された意見の概要 (4) 提出された意見に対する検討の結果及びその理由</p>	<p>(検討結果の公表) 第20条 市の機関は、前条第1項の規定により提出された意見の検討を終えたときは、非公開情報を除き、速やかに次の事項を公表するものとします。 (1) 提出された意見の内容 (2) 提出された意見の検討結果とその理由</p>
<p>(検討後の公開事項)</p>	<p>2 執行機関は、前項における市民から表明された意見については、これに対する考え方及びその対応結果を公表しなくてはならない。</p>	<p>【実施要綱】(結果の公表の周知) 第9条 実施機関は、前条第2項の規定により同項各号に掲げる事項(以下「結果」という。)の公表をしたときは、その旨を周知するものとする。 2 前項の規定による周知は、広報誌への掲載の方法により行うものとする。 3 前項に規定する広報誌の掲載内容は、次に掲げるとおりと</p>	<p>5 実施機関は、提出された意見の検討を終えたときは、速やかに次の事項を公開するものとする。 (1) 提出された意見の内容 (2) 提出された意見の検討結果及びその理由</p>	<p>(検討結果の公開) 第16条 実施機関は、提出された意見等の検討を終えたときは、速やかに次の事項を公開するものとする。 (1) 提出された意見等の内容 (2) 提出された意見等の検討結果及びその理由</p>	<p>(結果の公表) 第17条 執行機関は、意見公募手続により提出された意見に対する検討を終えたときは、非公開情報を除き、速やかに次に掲げる事項を公表しなければならない。 (1) 対象事項の題名 (2) 対象事項の案の公表の日 (3) 提出された意見又は提出された意見の概要 (4) 提出された意見に対する検討の結果及びその理由</p>	<p>(検討結果の公表) 第20条 市の機関は、前条第1項の規定により提出された意見の検討を終えたときは、非公開情報を除き、速やかに次の事項を公表するものとします。 (1) 提出された意見の内容 (2) 提出された意見の検討結果とその理由</p>

		する。 (1) 意思決定された政策等の名称 (2) 結果の項目 (3) 結果の公表の方法 (4) 所管課名			
(再度の手続)					(再度の意見公募手続) 第18条 執行機関は、意見公募手続により提出された意見に基づき修正された対象事項の案が、第15条の規定により公表した対象事項の案と大きく異なるものとなったときは、再度意見公募手続を実施するものとする。
(その他)		<b>【実施要綱】</b> (委任) 第12条 この要綱に定めるもののほか、パブリック・コメント手続の実施に関し必要な事項は、実施機関が別に定める。	6 前各項に定めるもののほか、パブリックコメント手続に関し必要な事項は別に定める。		

市民説明会 (実施)	(懇談会、説明会) 第13条 執行機関は、附属機関等による方法のほか、課題、問題点等の説明を通して、広く複数の市民の意見を聴取する必要がある場合は、説明会を開催しなければならない。			(市民説明会の開催) 第17条 実施機関は、課題、問題点等の説明を通して、複数の市民の意見等を収集する必要がある場合は、市民と市及び市民同士の自由な意見交換を目的とする集まり(以下「市民説明会」という。)を開催する。		(市民説明会の開催) 第21条 市の機関は、事案の説明などを通して、複数の市民の意見を収集する必要がある場合には、市民説明会を開催します。
(事前公表)	3 前2項の場合において、事前に開催日時、開催場所、議題等を公表し、開催記録を作成し公開しなければならない。			(開催日時等の事前公表) 第18条 実施機関は、市民説明会の開催に当たっては、開催日時、開催場所、議題等を事前に公表しなければならない。		(市民説明会開催の公表) 第22条 市の機関は、市民説明会を開催するときは、規則で定めるところにより開催日時、開催場所、内容などを事前に公表するものとします。
(資料の充実)				(資料の充実) 第19条 実施機関は、市民説明会を開催する場合は、説明に係る資料の充実を図る等参加者の理解を深められるよう、努めるものとする。		
(開催記録等の作成・公開)				(開催記録の作成及び公開) 第20条 実施機関は、市民説明会を開催したときは、規則で定めるところにより開催記録を作成し、公開しなければならない。		2 市の機関は、市民説明会を開催したときは、規則で定めるところにより開催記録を作成し、公表するものとします。ただし、非公開情報は、公表しないものとします。
懇談会 (ワークショップ) (開催)	(懇談会、説明会) 第13条 2 執行機関は、附属機関等による方法のほか、課題、問題点等の抽出と選択を通して、広く複数の市民及び市民同士の意見を聴取する必要がある場合は、懇談会を開催しなければならない。			(市民ワークショップの開催) 第21条 実施機関は、課題、問題点等の抽出と選択を通して、複数の市民との一定の合意形成を図る必要がある場合は、市民と市及び市民同士の自由な議論により市民意見の方向性を見出すことを目的とする集まり(以下「市民ワークショップ」という。)を開催する。		(ワークショップの開催) 第23条 市の機関は、議論、共同作業などを通して、複数の市民との一定の合意形成を図る必要がある場合には、ワークショップを開催します。
(事前公表)	3 前2項の場合において、事前に開催日時、開催場所、議題等を公表し、開催記録を作成し公開しなければならない。			第22条 第18条から第20条までの規定は、前条の場合において準用する。 (開催日時等の事前公表) 第18条 実施機関は、市民説明会の開催に当たっては、開催日時、開催場所、議題等を事前に公表しなければならない。	(意見交換会等の開催等) 第14条 執行機関は、意見交換会等を開催しようとするときは、あらかじめ開催日時、開催場所、議題等を公表しなければならない。	(ワークショップ開催の公表) 第24条 市の機関は、ワークショップを開催するときは、規則で定めるところにより開催日時、開催場所、内容などを事前に公表するものとします。
(資料の充実)				第22条 第18条から第20条までの規定は、前条の場合において準用する。 (資料の充実) 第19条 実施機関は、市民説明会を開催する場合は、説明に係る資料の充実を図る等参加者の理解を深められるよう、努めるものとする。		
(開催記録・開催結果の公表)				第22条 第18条から第20条までの規定は、前条の場合において準用する。	2 執行機関は、意見交換会等を開催したときは、開催記録を作成し、非公開情報を除き、速やかに	2 市の機関は、ワークショップを開催したときは、規則で定めるところにより開催記録を作成

				<p>(開催記録の作成及び公開)  第20条 実施機関は、市民説明会を開催したときは、規則で定めるところにより開催記録を作成し、公開しなければならない。</p>	<p>公表しなければならない。  3 執行機関は、意見交換会等で述べられた意見に対する検討を終えたときは、その結果を非公開情報を除き、速やかに公表しなければならない。</p>	<p>し、公表するものとします。ただし、非公開情報は、公表しないものとします。</p>
--	--	--	--	--	---	---

審議会等 (設置)	(附属機関等の設置) 第15条 執行機関は、専門的な知識、経験等に基づく審議による答申や報告又は個人の知識や経験に基づく自由な意見交換等による提言が必要な場合には、附属機関等を設置する。			(附属機関等) 第7条 実施機関は、専門的・技術的知識及び経験、学識経験等に基づく審議により答申、報告等を求める場合は、審議会等を設置する。 2 実施機関は、個人の知識、経験に基づく自由な意見交換により、提言等の取りまとめを求める場合は、懇談会等を設置する。		(審議会の設置) 第11条 市の機関は、専門的な知識、経験などに基づく審議による答申や報告又は個人の知識や経験に基づく自由な意見交換などによる提言が必要な場合には、審議会を設置します。
(開催日時等の公表)	2 執行機関は、附属機関等の会議の開催に当たっては、開催日時、開催場所、課題等を事前に公表しなければならない。ただし、緊急に会議を開催する必要がある場合にはこの限りではない。	【会議公開要項】(会議開催の事前公表) 第5条 審議会等の所管課長は、会議の公開・非公開にかかわらず、会議を開催するに当たっては、当該会議の開催予定日の7日前までに、次に掲げる事項について公表するものとする。ただし、会議の開催について急を要する場合その他やむをえない理由があるときは、この限りでない。 (1)会議の名称 (2)開催日時 (3)開催場所 (4)議題 (5)公開・非公開の別 (6)非公開の理由 (7)傍聴人の定員 (8)傍聴手続 (9)問い合わせ先 (10)その他 2 前項の広報は、審議会等の会議のお知らせを市政情報コーナーでの閲覧に供するとともに、市ホームページに掲載する方法等により行うものとする。	4 実施機関は、審議会等の会議の開催に当たっては、開催日時、開催場所、議題等を事前に公表しなければならない。ただし、緊急に会議を開催する必要がある場合は、この限りでない。	2 実施機関は、会議を非公開とする場合を除き、会議の開催に当たっては、開催日時、開催場所、議題等を事前に公表しなければならない。	3 執行機関は、審議会等の会議を開催しようとするときは、緊急に会議を開催する必要がある場合を除き、あらかじめ開催日時、開催場所、議題、傍聴の手続等を公表しなければならない。	
(公開)	(会議公開の原則) 第16条 附属機関等の会議は、公開とする。ただし、次のいずれかに該当するときは、当該会議の全部又は一部を公開しないことができる。 (1)当該審議会等の法令若しくは条例の規定により、又は要綱等の規定により会議が非公開とされているとき。 (2)川口市情報公開条例(平成12年条例第49号)第7条各号に規定する情報に該当する事項について審議等を行うとき。 (3)当該会議を公開することにより、公正かつ円滑な議事運営に著しい支障が生ずると認められるとき。	【会議公開要綱】(会議公開の原則) 第3条 審議会等の会議は、公開とする。ただし、次のいずれかに該当するときは、当該会議の全部又は一部を公開しないことができる。 (1)当該審議会等の法令若しくは条例の規定により、又は要綱等の規定により会議が非公開とされているとき。 (2)川口市情報公開条例(平成12年条例第49号)第7条各号に規定する情報に該当する事項について審議等を行うとき。 (3)当該会議を公開することにより、公正かつ円滑な議事運営に著しい支障が生ずると認められるとき。	3 実施機関は、審議会等の会議を公開しなければならない。ただし、公開することにより支障が生じると認められる場合は、この限りでない。	(会議公開の原則) 第8条 実施機関は、附属機関等の会議(以下「会議」という。)を公開しなければならない。ただし、西東京市情報公開条例(平成13年西東京市条例第12号)第7条各号に定める不開示情報を審議する場合及び附属機関等において公開することにより円滑な審議に支障が生ずると認める場合は、この限りでない。	(会議の公開等) 第11条 審議会等の会議は、公開するものとする。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、会議を公開しないことができる。 (1) 条例等の規定により公開しないこととされているとき。 (2) 会議の内容に非公開情報(大和市情報公開条例(平成12年大和市条例第19号)第7条各号に定める情報をいう。以下同じ。)が含まれるとき。 2 執行機関は、審議会等が会議を非公開とする場合には、その理由を明らかにしなければならない。	(会議の公開) 第12条 市の機関は、吉川市情報公開条例(平成12年吉川市条例第16号。以下「情報公開条例」といいます。)第26条の規定により審議会等の会議を公開し、会議を開催するときは、規則で定めるところにより開催日時、開催場所、議題などを事前に公表するものとしします。
(傍聴)	2 前項の規定により公開とさ	2 前項の規定により公開とさ				

<p>(会議資料)</p>	<p>れた会議について、傍聴希望者は、傍聴することができる。</p> <p><b>【会議公開要綱】</b>(傍聴手続等) 第6条 審議会等は、公開する会議における傍聴人の定員、傍聴にかかる手続をあらかじめ定めるものとする。 2 傍聴の受付は、先着順又は抽選とする。 3 前項の抽選は、当該会議の開始を遅延させないように行うものとする。 <b>【会議公開要綱】</b>(会議の秩序維持) 第7条 審議会等の長は、会議を公開するに当たって、当該会議の秩序の維持に努めなければならない。 2 審議会等の長は、傍聴人が前項各号の遵守事項に従わないときは、これを制止し、その指示に従わないときは、退室させることができる。</p> <p><b>【会議公開要綱】</b>(会議資料の提供) 第8条 審議会等の長は、会議を公開するに当たっては、当該会議に付する会議次第及び会議資料を傍聴人に配布するよう努めなければならない。ただし、配布が困難と認められる公募資料については、会議において傍聴人の閲覧に供するものに努めるものとする。</p>	<p>れた会議について、傍聴希望者は、傍聴することができる。</p> <p><b>【会議公開要綱】</b>(傍聴手続等) 第6条 審議会等は、公開する会議における傍聴人の定員、傍聴にかかる手続をあらかじめ定めるものとする。 2 傍聴の受付は、先着順又は抽選とする。 3 前項の抽選は、当該会議の開始を遅延させないように行うものとする。 <b>【会議公開要綱】</b>(会議の秩序維持) 第7条 審議会等の長は、会議を公開するに当たって、当該会議の秩序の維持に努めなければならない。 2 審議会等の長は、傍聴人が前項各号の遵守事項に従わないときは、これを制止し、その指示に従わないときは、退室させることができる。</p> <p><b>【会議公開要綱】</b>(会議資料の提供) 第8条 審議会等の長は、会議を公開するに当たっては、当該会議に付する会議次第及び会議資料を傍聴人に配布するよう努めなければならない。ただし、配布が困難と認められる公募資料については、会議において傍聴人の閲覧に供するものに努めるものとする。</p>	<p>5 実施機関は、審議会等の会議の記録を作成し、これを閲覧に供しなければならない。ただし、八王子市情報公開条例(平成12年八王子市条例第67号)第8条各号に定める非公開情報が記録されているときは、当該情報が記録されている部分については、この限りでない。</p>	<p>3 実施機関は、会議を公開する場合は、会議に係る資料を傍聴者の閲覧に供する等、傍聴者が会議の内容について理解を深められるよう努めるものとする。</p>		
<p>(会議録の作成・公開)</p>	<p>(会議資料の作成・公開) 第17条 執行機関は、附属機関等の会議の記録を作成し、これを閲覧に供しなければならない。ただし、川口市情報公開条例(平成12年条例第49号)第7条各号に定める非公開情報が記録されているときは、当該情報が記録されている部分については、この限りでない。</p>	<p><b>【会議公開要綱】</b>(会議録の写しの閲覧) 第9条 審議会等の長は、会議を開催したときは、会議終了後速やかに当該会議に係る会議録又はその概要を作成し、当該会議録又はその概要の写しを当該審議会等の所管課及び市政情報コーナーに備え置き、当該会議録に係る会議を開催した日の属する年度の翌年度の末日まで、市民の閲覧に供するとともに、市ホームページに掲載するものとする。 2 審議会等は、会議の全部又は一部を非公開とした場合であっても、条例第7条各号に規定する非公開情報に該当するものを除き、当該会議に係る会議録又はその概要を公開するように努めるものとする。 3 会議録又はその概要は、次に掲げる事項を記載し、当該会議について、市民等が理解できるように努めるものとする。</p>	<p>5 実施機関は、審議会等の会議の記録を作成し、これを閲覧に供しなければならない。ただし、八王子市情報公開条例(平成12年八王子市条例第67号)第8条各号に定める非公開情報が記録されているときは、当該情報が記録されている部分については、この限りでない。</p>	<p>(会議録の作成及び公開) 第9条 実施機関は、開催した会議については、会議録を作成しなければならない。 2 会議録は、これを公開しなければならない。 3 前項の場合において、会議録に西東京市情報公開条例第7条各号に定める不開示情報が記録されているときは、同条例の例により公開する。</p>	<p>(会議録の作成と公表) 第12条 執行機関は、審議会等の会議を開催したときは、会議録を作成し、非公開情報を除き、速やかに公表しなければならない。ただし、会議を非公開とした場合は、会議録を公表しないことができる。</p>	<p>2 市の機関は、審議会等の会議が開催されたときは、規則で定めるところにより会議録を作成し、公表するものとします。ただし、情報公開条例第7条各号に規定する非公開情報に該当するもの(以下「非公開情報」といいます。)は、公表しないものとします。</p>

		<p><b>【会議公開要綱】</b>(運用状況の報告及び公表)</p> <p>第10条 当該審議会等の所管課長は、次に掲げる会議公開の運用状況を取りまとめ、翌年度の4月末日までに行政管理課長に報告するものとする。</p> <p>(1)会議の開催状況</p> <p>(2)公開された会議の議題及び回数</p> <p>(3)一部非公開された会議の議題及び回数</p> <p>(4)非公開された会議の議題及び回数</p> <p>(5)各回の傍聴人の数</p> <p>2 行政管理課長は、毎年1回審議会等の会議の公開に関する状況について取りまとめ、これを公表するものとする。</p>				
(委員の公募)	(附属機関等の委員の選任)	<p>第18条 執行機関は、附属機関等の委員を選任するに当たっては、その設置趣旨及び審議内容に応じて可能な限り市民から公募しなければならない。</p>	(審議会等)	(市民公募)	(委員の公募)	(公募による選任)
		<p><b>【公募要綱】</b>(公募の原則)</p> <p>第3条 審議会等の委員の一部については、原則として、公募により専任するものとする。ただし、次のいずれかに該当する場合は、公募しないこととする。</p> <p>(1)緊急又は迅速に設置することを要する場合</p> <p>(2)所掌する事項が、川口市情報公開条例第7条各号に規定する非公開情報に係る事案を審議するものである場合</p> <p>(3)法令等の規定により委員の資格が定められており、公募により委員を選任する余地のない場合</p> <p>(4)その他極めて専門的な知識を要するなど、委員を公募することが適当でない認められる場合。</p> <p><b>【公募要綱】</b>(公募委員の割合)</p> <p>第4条 公募により選任する委員の割合は、委員の定数又は総数に対して、原則として1割以上とし、公募委員の人数は、所管課等が審議会等の設置の目的及び所掌する事項を考慮して定めるものとする。</p>	第9条 実施機関は、審議会等を設置する場合は、その設置趣旨及び審議内容に応じ、原則として公募により選考された市民を審議会等の構成員とするものとする。	第10条 実施機関は、附属機関等を設置しようとする場合は、その設置趣旨及び審議内容に応じ、市民公募枠を確保するよう努めるものとする。	第9条 執行機関は、附属機関の委員の選任に当たっては、法令の規定により委員の構成が定められている場合を除き、原則として公募により選考する市民を含めるものとする。	第14条 市の機関は、審議会を構成する委員として選任できる者には、法令の定めその他正当な理由がある場合を除き、公募により選任される者(以下「公募委員」といいます。)を含めるものとします。
					2 執行機関は、附属機関に類するものの委員の選任に当たっては、原則として委員の総数の3分の1以上の公募により選考する市民を含めるものとする。	
(委員の構成)	2 執行機関は、附属機関等の委員について、幅広く人材を登用するよう努めるとともに、透明性及び信頼性の高い運営を行うよう努めなければならない。		2 実施機関は、審議会等の構成員について、幅広く人材を登用するよう努めるとともに、透明性及び信頼性の高い運営を行うよう努めるものとする。	(附属機関等の構成員)	4 執行機関は、審議会等の委員を公募により選考するに当たっては、男女比、年齢構成、委員の在籍数及び他の審議会等の委員との兼職状況に配慮し、市民の多様な意見を反映するよう努めるものとする。	(委員の選任)
(委員の兼任・任期)		<p><b>【公募要綱】</b>(応募者の資格)</p> <p>第5条 公募に応募することができる者の資格は、所管課等が審</p>				第13条 市の機関は、審議会等の委員を選任するときは、男女の比率、公募による選任、委員の任期、ほかの審議会等の委員と重なっていないかなどを考慮し、幅広い人材を登用するよう努めなければならない。
						(委員の兼任と任期)
						第15条 審議会等の委員は、原則として3つ以上兼ねることはで

		<p>議会等の設置の目的及び諸証する事項を考慮して定めるものとする。</p> <p><b>【公募要綱】（任期等）</b> 第9条 公募委員の任期は、公募以外の方法により選任した委員の任期と同様とする。 2 公募委員の再任はできないものとする。ただし、補欠の公募委員として就任した場合で、残任期間が1年未満の間は、任期終了後、次の任期に限り再任することができる。この場合において、第7条及び前条の規定は適用しない。</p>				<p>きません。ただし、臨時的又は時限的に設置される審議会の委員については、3つまで兼ねることができるものとします。</p> <p>2 審議会の委員の任期は、連続して3期までとします。ただし、専門的な知識、経験などを必要とする審議会の委員の場合は、この限りではありません。</p>
<p>（選考基準・選考結果の公表）</p>		<p><b>【公募要綱】（公募の方法）</b> 第6条 委員の公募にあたっては、次に掲げる実行について記載した、パンフレット等を市政情報コーナーで閲覧に供するほか、広報かわぐち、市ホームページに掲載する方法等を活用し、周知するものとする。</p> <p><b>【公募要綱】（応募の方法）</b> 第7条 公募委員の応募の方法は、所管課が定めた応募に関する申込書を提出することにより行うものとする。</p> <p><b>【公募要綱】（選考の方法）</b> 第8条 公募委員の選考の方法は、申込書、小論文等による書類選考、面接、抽選等のうちから所管課等が定めるものとする。 2 所管課等は、公募委員の選定のための委員会を設置し、選考の基準を定めて公平に行うものとする。 3 選考の結果については、選考後速やかに、応募した者に通知するものとする。</p> <p><b>【公募要綱】（所管課等の作業）</b> 第10条 所管課等は、第3条の規定を勘案して委員の公募を行うことの適否を決定し、公募を行う場合は次に掲げる事項等を要領に定めて、公募の事務を行うものとする。</p>			<p>3 執行機関は、審議会等の委員を公募するに当たっては、選考基準その他選考の方法をあらかじめ公表しなければならない。</p> <p>5 執行機関は、審議会等の委員を公募により選考したときは、速やかに応募の状況その他の選考の結果を公表しなければならない。</p>	
<p>（委員の氏名等の公表）</p>				<p>（附属機関等の構成員等の公開） 第12条 市長は、附属機関等について構成員、選任区分等を毎年1回公開するものとする。</p>	<p>（委員の氏名等の公表） 第10条 執行機関は、審議会等の委員を選任したときは、次に掲げる事項を公表しなければならない。 (1) 委員の氏名 (2) 委員の選任区分 (3) 附属機関の委員に公募により選考された市民が含まれていない場合には、その理由 (4) 附属機関に類するものにお</p>	<p>（委員の公表） 第16条 市の機関は、審議会の委員を選任したときは、委員の氏名、選任の区分と任期を公表するものとします。この場合において、構成員に公募委員がいないときは、併せてその理由を公表するものとします。</p>

(その他)					いて、公募により選考された市民の委員の数が、委員の総数の3分の1の数に満たない場合には、その理由	
		<b>【会議公開要綱】</b> (委任) 第11条 この要綱に定めるもののほか、審議会等の会議の公開等に関し必要な事項は、それぞれの審議会等において別に定める。	6 前各項に定めるもののほか、会議に関し必要な事項は別に定める。			

アンケート	<p>(アンケート調査)</p> <p>第14条 執行機関は、一定の質問形式で多くの市民の意見を聴取する場合、アンケート調査を実施することができる。</p> <p>2 執行機関は、前項の規定によりアンケート調査を行うときは、その目的を明らかにしなければならない。</p> <p>3 執行機関は、第1項の規定によりアンケート調査を行うときは、その結果を公表しなければならない。</p>				<p>(意向調査の実施等)</p> <p>第13条 執行機関は、意向調査を実施するに当たっては、その目的を明らかにし、回答に必要な情報を併せて提供しなければならない。</p> <p>2 執行機関は、意向調査を実施したときは、その結果を非公開情報を除き、速やかに公表しなければならない。</p>	
市民投票	川口市市民投票条例			<p>(市民投票の実施)</p> <p>第23条 市長は、特に重要な政策で市民の意思を直接問う必要があると認める場合は、市民投票を実施することができる。</p> <p>2 前項の場合において、投票に付すべき事項、投票の期日、投票資格者、投票の方法、投票結果の公表その他必要な手続については、別に条例で定める。</p> <p>第7節 その他の手続 (その他の市民参加手続の設定)</p> <p>第24条 実施機関は、第2節から前節までに定めるもののほか、より効果的と認められる市民参加手続がある場合は、これを積極的に用いるよう努めるものとする。</p>	<p>(住民投票の実施)</p> <p>第25条 市長は、市政に関する重要な事項について、広く市民の意思を確認するために、必要に応じて住民投票を実施することができます。</p> <p>2 住民投票を行う場合は、投票する事項ごとに、投票の期日、投票の資格、投票の方法、投票結果の公表その他必要な手続を規定した条例を別に定めるものとします。</p> <p>(住民投票の請求と発議)</p> <p>第26条 市民のうち、選挙権がある者は、法第74条第1項の規定により、その総数の50分の1以上の者の署名を集めることにより、住民投票について規定した条例を制定することを市長に請求することができます。</p> <p>2 市議会の議員は、法第112条第1項と第2項の規定により、議員定数の12分の1以上の市議会議員の賛成により、住民投票について規定した条例を市議会に提出することができます。</p> <p>3 市長は、住民投票について規定した条例を市議会に提出することができます。</p>	
意見提出手続	<p>(意見の提出)</p> <p>第13条 執行機関は、市民から市政に関する意見が提出があった場合には誠実に回答するよう努めなければならない。</p> <p>2 執行機関は、前項の規定に基づき市民から提出された意見については、これに対する考えかた及びその対応の結果を公表するように努めなければならない。</p>				<p>(政策提案の提出等)</p> <p>第19条 市民は、市民10人以上の連署をもって、その代表者から現状の課題、提案の内容、予想される効果等を記載した具体的な政策を執行機関に対して提案することができる。ただし、法令の規定により提案の手続が定められている事項については、当該法令の規定によることとする。</p> <p>2 執行機関は、前項本文の規定により提案された政策について総合的に検討し、提案の内容並び</p>	

					に検討の結果及びその理由を、非公開情報を除き公表するとともに、当該提案に係る代表者に通知しなければならない。	
--	--	--	--	--	--	--

推進審議会			<p>(推進審議会の設置等) 第11条 市民参加条例の適切な運用を図るため、市長の附属機関として、八王子市市民参加推進審議会(以下「推進審議会」という。)を置く。</p>		<p>(設置) 第21条 この条例に基づく市民参加を推進するため、地方自治法第138条の4第3項の規定に基づき、大和市民参加推進・評価会議(以下「推進・評価会議」という。)を置く。</p>	<p>(設置) 第32条 市民参画の推進に関する基本的な施策や重要な事項を調査審議するため、吉川市市民参画審議会(以下「市民参画審議会」といいます。)を設置します。</p>
(管轄)			<p>2 推進審議会は、市長の諮問に応じ、次に掲げる事項を審議する。 (1) この条例の運用に関すること。 (2) 新たな市民参加の方法に関すること。 (3) 前2号に掲げるもののほか、市民参加の推進に関し必要な事項</p>	<p>(所掌事務等) 第22条 推進・評価会議は、次に掲げる事項について、執行機関の諮問に応じ調査及び審議し、又は執行機関に意見を述べるものとする。 (1) 第8条の規定により取りまとめられた市民参加の手続の実施予定の評価に関する事項 (2) この条例の規定による市民参加の手続の実施状況の評価に関する事項 (3) この条例の改正又は廃止に関する事項 (4) その他市民参加の推進に関する事項 2 推進・評価会議は、必要があると認めるときは、会議に関係者の出席を求め、意見又は説明を聴くことができる。 3 執行機関は、市民参加に関する市民からの意見その他市民参加の推進に関する情報を推進・評価会議に提供するものとする。 4 推進・評価会議は、第1項各号に掲げる事項の審議を行うに当たっては、市民の意見を聴くよう努めなければならない。</p>	<p>(所掌事務) 第33条 市民参画審議会は、次に掲げる事項について、市長の諮問に応じたり、市長に意見を述べたりするために調査審議します。 (1) 市民参画手続の運用状況に関すること。 (2) この条例の見直しに関すること。 (3) 前2号に掲げるもののほか、市民参画の推進に関する基本的な事項</p>	
(組織)			<p>3 推進審議会は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する委員8人以内をもって組織する。 (1) 公募による市民 (2) 学識経験者 (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が必要と認める者 4 推進審議会の委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。</p>	<p>(組織等) 第23条 推進・評価会議は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する10人以内の委員をもって組織する。 (1) 市長が行う公募に応じた市民 (2) 学識経験を有する者 (3) その他市長が必要と認める者 2 市長は、前項の規定により委員を委嘱する場合には、原則として委員の総数の2分の1以上を同項第1号に掲げる者としなければならない。 3 委員の任期は、2年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。</p>	<p>(組織) 第34条 市民参画審議会は、委員10人以内で組織します。 2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱します。 (1) 公募に応じた者 (2) 市内において市民活動を行う団体が推薦する者 (3) 学識経験者 3 市長は、前項第1号に掲げる者を委嘱する場合は、その委員数が3人を下回らないよう努めるものとします。 4 委員の任期は、2年とします。ただし、補欠委員の任期は、前任者の任期で残っている期間とします。 5 委員は、連続して3期を超えない範囲で再任されることができません。</p>	
			5 前各項に定めるもののほか			

		か、推進審議会の運営に関し必要な事項は別に定める。			
--	--	---------------------------	--	--	--

条例の見直し	(条例の見直し) 第 条 市長は、この条例の運用状況、効果等について継続的に検証し、必要に応じ見直しをするものとする。	(条例の見直し) 第 12 条 市は、この条例の運用状況、効果等について継続的に検証し、必要に応じ見直しを行うものとする。	(この条例の見直し) 第 26 条 市は、この条例の趣旨及び目的に照らし、この条例が市にふさわしいものであるかどうかを継続的に検証し、必要があると認める場合は見直しを行う等の措置を講ずるものとする。	(条例の見直し) 第 35 条 市長は、社会情勢や市民参画の状況に応じて、この条例の見直しを行うものとします。	
条例の委任	(委任) 第 条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。	(委任) 第 13 条 この条例の施行について必要な事項は、市規則で定める。	(委任) 第 27 条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。	(委任) 第 24 条 この条例の施行に関し必要な事項は、執行機関が別に定める。	(委任) 第 36 条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関して必要な事項は、規則で定めます。